

## ○規定料金

区分			午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
			10:00~12:00	13:00~17:00	17:30~19:30	10:00~17:00	13:00~19:30	10:00~19:30
研修室	全部使用	平日	2,100	4,300	2,720	6,400	7,020	9,120
		土日祝	2,100	4,300	0	6,400	0	0
	研修室 1	平日	1,360	2,620	1,570	3,980	4,190	5,550
		土日祝	1,360	2,620	0	3,980	0	0
	研修室 2	平日	1,050	2,100	1,250	3,150	3,350	4,400
		土日祝	1,050	2,100	0	3,150	0	0
特別会議室		平日	4,720	9,430	5,450	14,150	14,880	19,600
		土日祝	4,720	9,430	0	14,150	0	0
多目的	入場料徴収無	平日	6,180	13,620	7,440	19,800	21,060	27,240
		土日祝	7,440	17,280	0	24,720	0	0
	入場料徴収有	平日	8,070	17,910	9,850	25,980	27,760	35,830
		土日祝	9,850	23,470	0	33,320	0	0
多目的小	入場料徴収無	平日	2,200	4,820	2,620	7,020	7,440	9,640
		土日祝	2,620	6,080	0	8,700	0	0
	入場料徴収有	平日	2,830	6,290	3,450	9,120	9,740	12,570
		土日祝	3,450	8,280	0	11,730	0	0

## ○準備・撤去・リハーサル料金

区分			午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
			10:00~12:00	13:00~17:00	17:30~19:30	10:00~17:00	13:00~19:30	10:00~19:30
多目的	入場料徴収無	平日	3,090	6,810	3,720	9,900	10,530	13,620
		土日祝	3,720	8,640	—	12,360	—	—
	入場料徴収有	平日	4,040	8,960	4,930	12,990	13,880	17,920
		土日祝	4,930	11,740	—	16,660	—	—
多目的小	入場料徴収無	平日	1,100	2,410	1,310	3,510	3,720	4,820
		土日祝	1,310	3,040	—	4,350	—	—
	入場料徴収有	平日	1,420	3,150	1,730	4,560	4,870	6,290
		土日祝	1,730	4,140	—	5,870	—	—

※ 多目的ホールを専ら準備若しくは撤去のために使用する場合はリハーサルのためにステージのみを使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額1に○・五を乗じて得た額とする。

※ 多目的小ホールを専ら準備又は撤去のために使用する場合は、この表に掲げる額に○・五を乗じて得た額とする。

## ○使用時間区分に接続して使用する場合の料金

区分			午前に接続		午後に接続		夜間に接続	
			9:30~10:00	12:00~12:30 12:30~13:00	12:00~12:30 12:30~13:00	17:00~17:30	17:00~17:30	19:30~20:00
			午前×0.3	午前×0.15	午後×0.15	午後×0.15	夜間×0.15	夜間×0.3
研修室	全部使用	平日	630	320	650	650	410	820
		土日祝	630	320	650	650	—	—
	研修室 1	平日	410	200	390	390	240	470
		土日祝	410	200	390	390	—	—
	研修室 2	平日	320	160	320	320	190	380
		土日祝	320	160	320	320	—	—
特別会議室		平日	1,420	710	1,410	1,410	820	1,640
		土日祝	1,420	710	1,410	1,410	—	—
多目的	入場料徴収無	平日	1,850	930	2,040	2,040	1,120	2,230
		土日祝	2,230	1,120	2,590	2,590	—	—
	入場料徴収有	平日	2,420	1,210	2,690	2,690	1,480	2,960
		土日祝	2,960	1,480	3,520	3,520	—	—
多目的小	入場料徴収無	平日	660	330	720	720	390	790
		土日祝	790	390	910	910	—	—
	入場料徴収有	平日	850	420	940	940	520	1,040
		土日祝	1,040	520	1,240	1,240	—	—

※ 3 使用時間区分の午前に接続して午前十時前の時間帯を使用する場合 三十分（当該使用時間に三十分を満たさない端数があるときは、その端数を三十分として計算する。以下同じ。）につき、この表に定める午前の使用料の額に○・三を乗じて得た額とする。

※ 4 使用時間区分の午前に接続して正午から午後一時までの時間帯を使用する場合 三十分につき、この表に定める午前の使用料の額に○・一五を乗じて得た額とする。

※ 5 使用時間区分の午後に接続して正午から午後一時まで又は午後五時から午後五時三十分までの時間帯を使用する場合 三十分につき、この表に定める午後の使用料の額に○・一五を乗じて得た額とする。

※ 6 使用時間区分の夜間に接続して午後五時から午後五時三十分までの時間帯を使用する場合 三十分につき、この表に定める夜間の使用料の額に○・一五を乗じて得た額とする。

※ 7 使用時間区分の夜間に接続して午後七時三十分後の時間帯を使用する場合 三十分につき、この表に定める夜間の使用料の額に○・三を乗じて得た額とする。

※ 8 使用料の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。